

⑩ 障害者に関するマーク

障害者に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。

これらのマークには、国際的に定められたものや、各障害者団体等が独自に提唱しているものがあります。

一人ひとりがマナーと思いやりを持って、暮らしやすい社会にするために、これらのマークを見かけた場合には、ご理解とご協力をお願いいたします。

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。※順不同

●障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設や公共交通機関であることを明確に表すための、世界共通の国際シンボルマークです。国際リハビリテーション協会が1969年にアイルランドのダブリンで開催された総会で採択し、マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

このマークは、すべての障害者を対象としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

(関係機関・団体) 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話 03-5273-0601

●盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合が、1984年10月にサウジアラビアのリヤドで開催した設立総会で採択したものです。

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで、身近に見かけるマークです。

(関係機関・団体) 社会福祉法人日本盲人福祉委員会
電話 03-5291-7885

●耳マーク



耳マーク



ヒアリングループマーク

耳マークは、聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない、聞こえにくい方への配慮を表すマークでもあります。聴覚障害者は障害そのものがわかり難いために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。自治体、病院、銀行などがこのマークを提示し、耳の不自由な方から申し出があれば必要な援助を行うという意味表示を示すのに用います。

ヒアリングループマークは、補聴器や人工内耳に内蔵されている磁気誘導コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。なお、「耳マーク」「ヒアリングループマーク」のご利用については、「一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」に利用申請を行っていただければ、無料でご利用いただけます。

(関係機関・団体) 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046

●ハート・プラスマーク

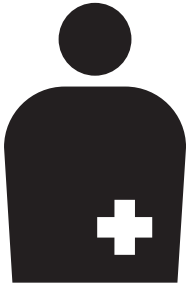


内部障害・内臓疾患のある方を表しています。

内部障害（心臓、呼吸器機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能など）や内臓疾患（難病、その他内臓機能疾患）は、外見からわかり難いため、その存在を視覚的に示し、理解を得るためにこのマークが生まれました。

（関係機関・団体） 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
eメール info@heartplus.org

●オストメイト用設備／オストメイト



オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。

このマークはオストメイトであることと、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。

（関係機関・団体） 公益社団法人日本オストミー協会
電話 03-5670-7681

●身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

（関係機関）警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
警察庁 電話 03-3581-0141（代表）

●聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障害者であることを理由に免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

（関係機関）警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課
警察庁 電話 03-3581-0141（代表）

●ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやホテルなどの民間施設や病院においても、身体障害者補助犬を拒んではならないとされています。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。

（関係機関）厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
電話 03-5253-1111（代表）

●「^{はくじょう}白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク



白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

(関係機関・団体) 岐阜市 福祉部 障がい福祉課
電話 058-214-2138

●ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いいたします。

(関係機関・団体) 東京都 福祉局 障害者施策推進部 企画課
電話 03-5320-4147

●障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになってほしいという願いが込められています。

(関係機関・団体) 公益財団法人ソーシャルサービス協会ITセンター
電話 052-218-2154 FAX 052-218-2155

●手話マーク・筆談マーク



聞こえない・聞こえにくい方がこのマークを提示したら「手話で対応をお願いします」の意味、窓口などが提示しているときは「手話で対応します」などの意味になります。

[使い方]

- ・役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができる場所で、手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示してください。
- ・イベント等の会場で手話ができる案内係がネームプレートで携帯したり、緊急災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示したりすることもできます。



聞こえない・聞こえにくい方、音声言語障害者、知的障害者や外国人などがこのマークを提示したら「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口などが掲示しているときは「筆談で対応します」などの意味になります。

[使い方]

- ・役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができる場所で、筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示してください。
- ・イベント等の会場で筆談ができる案内係がネームプレートで携帯したり、緊急災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示したりすることもできます。

(関係機関・団体) 一般財団法人 全日本ろうあ連盟
電話 03-6302-1430 FAX 03-6302-1449